

	<p>山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域の指定について</p>
<p>経緯</p>	<p>○中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る高速自動車道である。この整備により、太平洋などの臨海地域と山梨県との交流が促進し、産業や観光などの活性化に寄与するとともに、多くの交通量が見込まれる。</p> <p>○県内では、次のとおり順次供用開始されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年(2002 年) 3 月 白根 IC～双葉 JCT 間 ・平成 16 年(2004 年) 3 月 南アルプス IC～白根 IC 間 ・平成 18 年(2006 年)12 月 増穂 IC～南アルプス IC 間 ・平成 29 年(2017 年) 3 月 六郷 IC～増穂 IC 間 ・平成 31 年(2019 年) 3 月 新清水 JCT～富沢 IC 間、下部温泉早川 IC～六郷 IC 間(供用開始予定) ・令和元年(2019 年)中 富沢 IC～南部 IC 間(H30 年度に指定済み) <p>○上記区間の供用開始に伴い、自動車の安全な通行の確保と沿道景観の保全のため、道路用地の両側 500m の範囲について、第二種禁止地域に指定してきた。</p> <p>○令和 2 年(2020 年)内に、南部 IC～下部温泉早川 IC 間が供用開始の予定であるため、この区間についても同様の規制が必要である。</p>
<p>内容</p>	<p>○自動車の安全な通行の確保と、沿道の景観保全を目指すための主な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの供用開始にともなう指定と同様に第二種禁止地域に指定する。 <p style="margin-left: 40px;">第二種禁止地域：自然の保護や、静穏な環境が優先される地域</p> <p style="margin-left: 80px;">第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、都市公園など</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-left: 40px;"> <p>第一種禁止地域：自然の保全・保護や、静穏な環境が特に優先される地域</p> <p style="margin-left: 40px;">景観地区、風致地区、風致保安林、自然公園の特別地域など</p> </div> <p>○経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の広告物で、適法なものは、従前の基準によるものとする。 (3 年の猶予期間、堅ろうなものは 6 年の猶予期間) <p>○今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告 示 令和元年(2019 年) 7 月中旬 ・周知期間 令和元年(2019 年) 7 月～令和 2 年(2020 年)1 月 ・施 行 令和 2 年(2020 年) 1 月中旬(道路供用前) ※供用が早まった場合、前倒しで施行する。

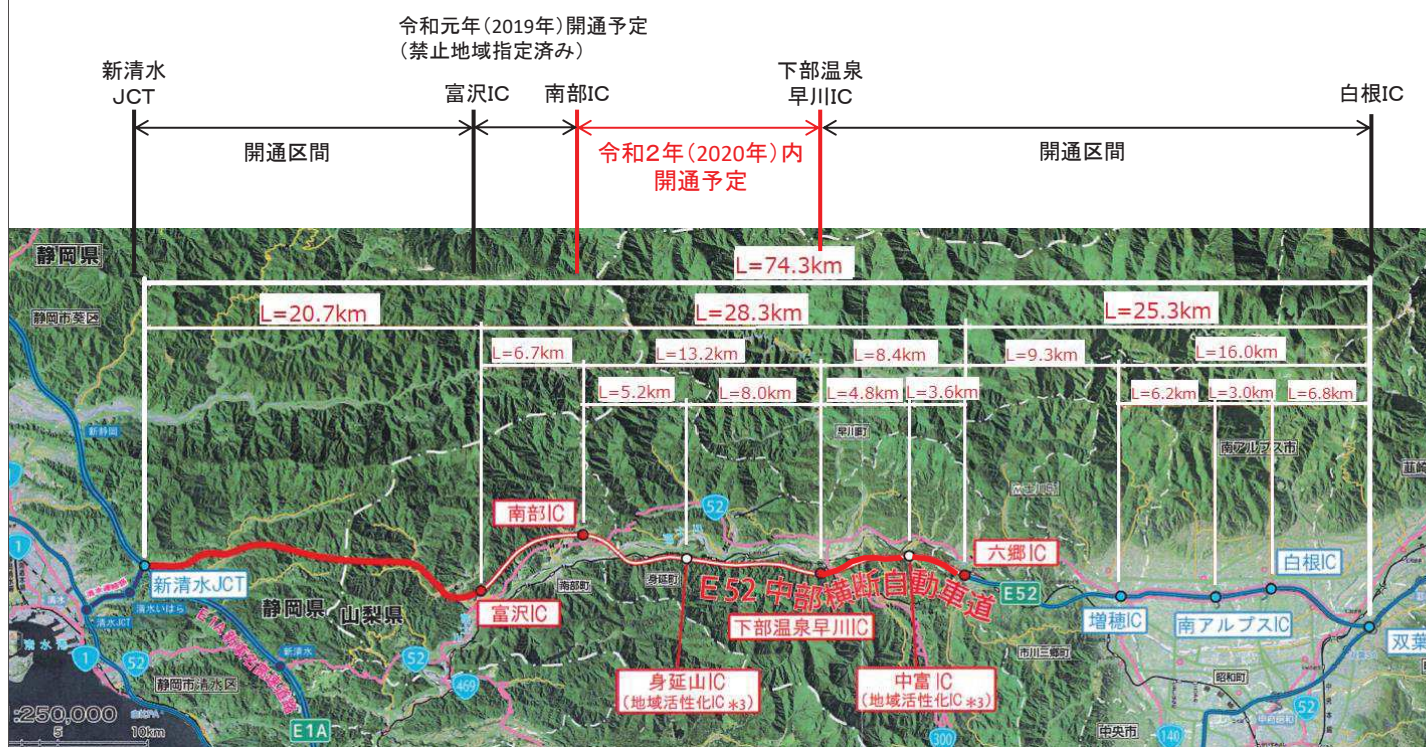


富士川(身延町)

山梨県屋外広告物条例の規定による 禁止地域の指定について

令和元年6月28日

中部横断自動車道の概要



禁止地域へ指定の趣旨

「山梨県屋外広告物条例」

(禁止地域)

第六条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

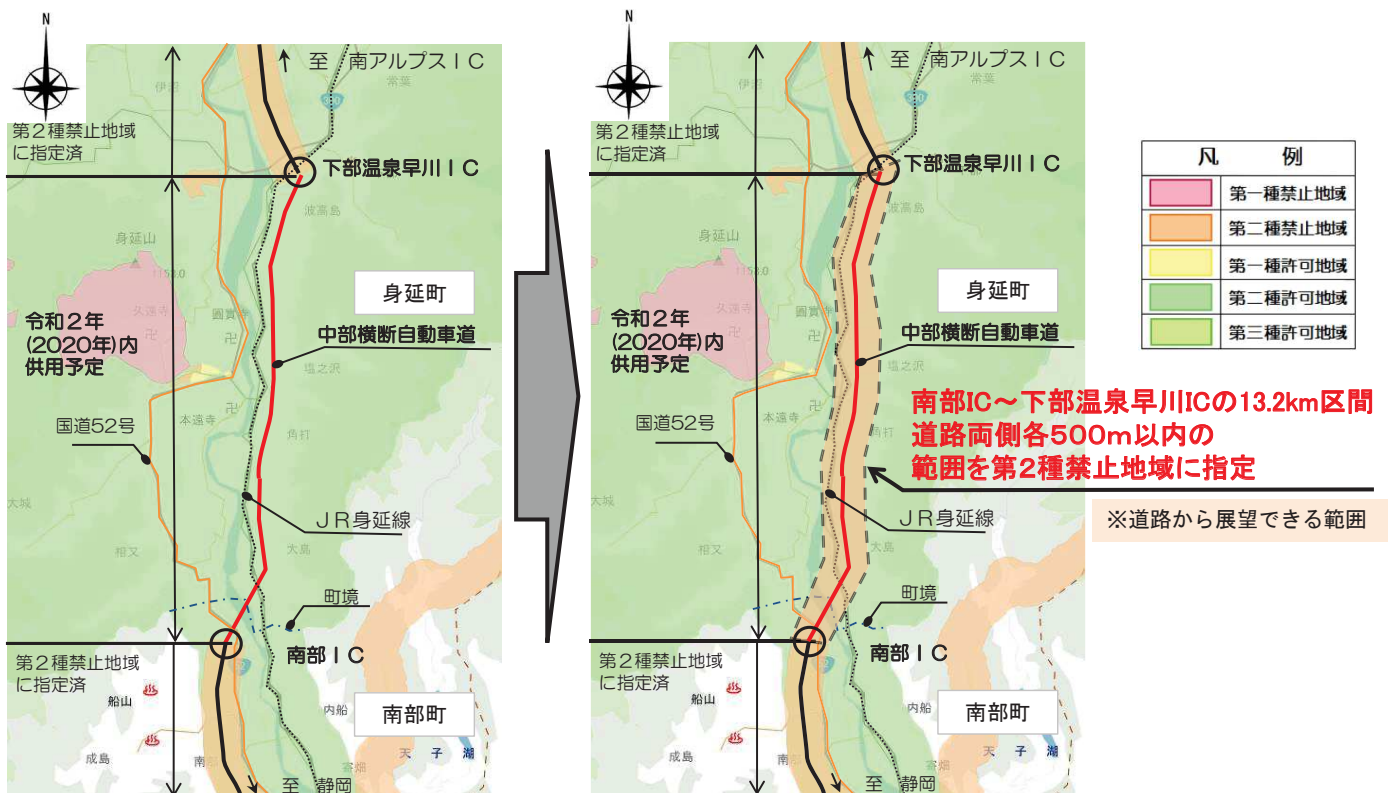
十二 道路、鉄道、軌道及び索道の用地(以下「道路等の用地」という。)並びに道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの



自動車の安全な通行の確保と、
沿道の景観保全を目指すために指定

3

中部横断自動車道の屋外広告物規制地域 南部IC～下部温泉早川IC間



注) 本図は概略イメージです。

4

現況写真（下部温泉早川 | C付近）

至 静岡



平成31年1月撮影(国土交通省)

5

現況写真（南部 | C付近）

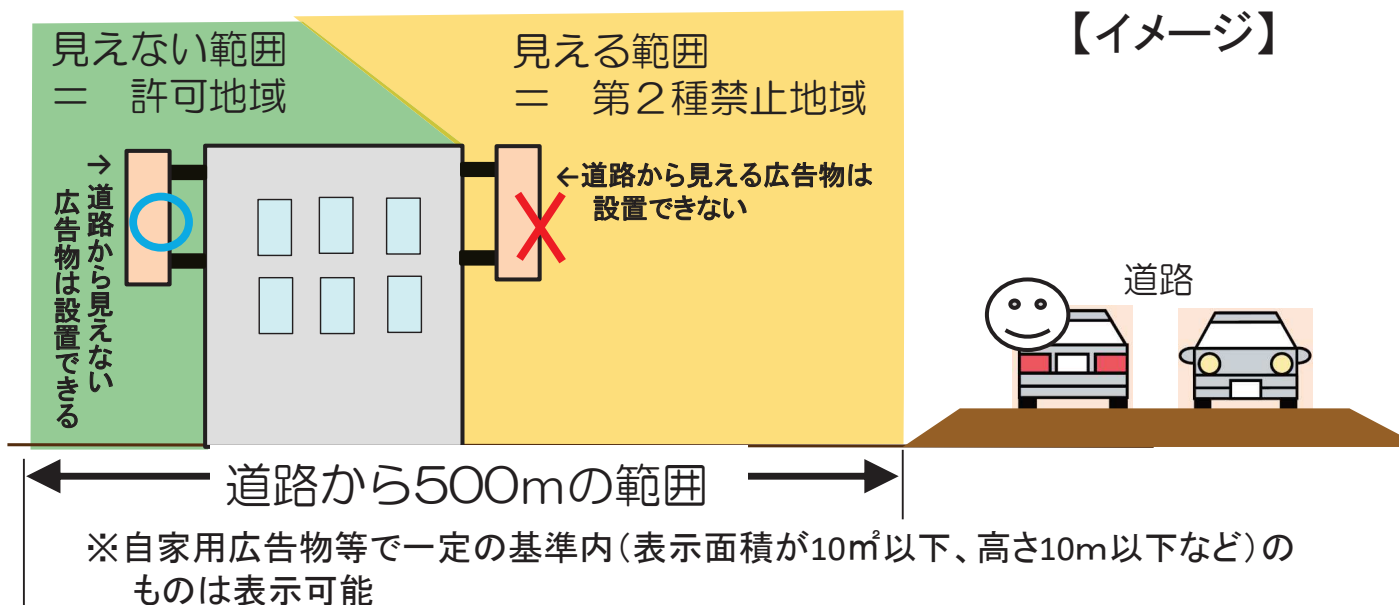


平成29年12月撮影

6

道路から展望できる範囲が禁止地域とは？

「道路から展望できる範囲が、
第2種禁止地域」となる。



7

第2種禁止地域に設置できる屋外広告物の概要

○禁止地域では原則、広告物を表示（設置）できません。
ただし、以下の広告物については、表示（設置）ができます。

- ①許可を要する広告物
 - ・道標、案内図（建植）
⇒面積1㎡以下、高さ3m以下、色彩の制限、
複数設置する場合は合計面積が制限 など
- ②許可不要の広告物
 - ・自家用広告物
⇒住宅及び事業所における表示面積の
合計10㎡以下 など

※道路から展望できない範囲については従来の規制のとおり

8

一般的な許可地域 ⇒ 第2種禁止地域 どのような規制となるか？

※主なもの

◇自家用広告物以外

⇒道標及び案内図を除き設置不可

◇自家用広告物

⇒原則は設置不可

ただし、面積総量10m²以下であれば設置可

↓
広告物の乱立を抑制

9

経過措置について

経過措置期間として、

禁止地域になった日から3年間

(※堅ろうなものは6年間)

(1) 新規で屋外広告物を設置する場合



経過措置期間は、従前の基準で設置可
経過後は、新しい基準に合致させる必要有

10

経過措置について

(2) 既設の屋外広告物で、適法な場合



経過措置期間は、従前の基準で存置可
経過後は、新しい基準に合致させる必要有

(3) 適法な屋外広告物で、表示内容を変える場合



経過措置期間は、従前の基準で設置可
経過後は、新しい基準に合致させる必要有

適法とは、

- 現在の条例の規定を満たしているもの
→ただし、基準には合致しているが、許可が必要な規模で、
許可を取得していないものは、**適法ではない。**

11

経過措置について

(4) 適用除外の広告物の場合



適法な広告物と同じ経過措置

今後の予定

○決定した基準等の告示・・・令和元年7月中旬

○周知期間（6箇月程度）

・・・令和元年7月～令和2年1月

※県のホームページ等で周知

○施行　　・・・令和2年1月中旬（道路供用前）

◆山梨県屋外広告物条例（一部抜粋）

(禁止地域)

第六条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

一～十一 略

十二 道路、鉄道、軌道及び索道の用地(以下「道路等の用地」という。)並びに道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

十三～十四 略

2 禁止地域は、地域の特性、美観風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めるところにより、第一種禁止地域又は第二種禁止地域に区分するものとする。

◆山梨県屋外広告物条例施行規則（一部抜粋）

(禁止地域の区分)

第四条 条例第六条第二項の規則で定める禁止地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

一 第一種禁止地域 次に掲げる地域又は場所

イ～ル 略

二 第二種禁止地域 次に掲げる地域又は場所(前号に掲げる地域又は場所を除く。)

イ～ホ 略

へ 条例第六条第一項第十二号に掲げる地域

ト 略

◆山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定告示（一部抜粋）

一 禁止地域

(一) 条例第六条第一項第二号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(二) 条例第六条第一項第八号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(三) 条例第六条第一項第十二号の規定により指定する地域は、次のとおりとする。

1～11 略

12 高速自動車国道中部横断自動車道のうち南巨摩郡南部町福士字石合二万八千三百四十六番から甲斐市龍地字着物沢四千八百二十三番までの区間(南巨摩郡南部町中野字中尾三千七百六十五番から同郡身延町波高島字追沢千三百四十七番二までの区間を除く。)の用地及びその用地の両側五百メートル以内の地域

13～18 略